

韮崎市下水道事業経営戦略

団 体 名	:	韮崎市
事 業 名	:	公共下水道事業
策 定 日	:	令和 3 年 3 月
計 画 期 間	:	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (25年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (全部適用)
処理区域内人口密度	23.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	釜無川流域下水道に接続
処 理 区 数	1処理区(釜無川流域下水)13処理分区		
処 理 場 数	無し ※釜無川流域下水道に処理場(釜無川浄化センター)あり		
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況 *1	釜無川流域下水道の関連公共下水道として、事業を行っているため、流域下水道施設である終末処理場、ポンプ場及び幹線管渠等の利用により、既に広域化・共同化が図られています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>本市の下水道の料金体系は、基本料金と使用水量に応じた従量制を採用し、下水道料金の検針、徴収は2ヵ月に一度行っています。</p> <p>下水道使用料単価については、消費税増税分の改定を除くと、平成8年の供用開始より料金改定を行わず、使用料を抑えていましたが、平成29年4月1日に引き上げの改定を実施し、その後は、消費税増税分の改定を令和元年10月1日に行いました。</p> <p>今後は、未普及地域の下水道整備や水洗化率の向上に伴い、新規加入分の下水道使用料は増加することが見込まれるが、下水道使用者全体で見ると、人口減少等の影響により下水道使用料は減少していくと予想されるため、定期的な料金の見直しを検討していく必要があります。</p> <p>基本料金(10^mまで) : 962円50銭 ・10^mを越え30^mまで : 1^mにつき116円11銭 ・30^mを越え50^mまで : 1^mにつき137円50銭 ・50^mを越えるもの : 1^mにつき157円87銭</p>		
<p>業務用使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同じ</p>		
<p>その他の使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>公衆浴場用 基本料金(10^mまで) : 1,375円 10^mを越えるもの : 1^mにつき137円50銭 臨時用 : 1^mにつき137円50銭</p>		
<p>条例上の使用料*2 (20^mあたり) ※過去3年度分を 記載</p>	<p>平成29年度 2,085 円</p>	<p>実質的な使用料*3 (20^mあたり) ※過去3年度分を 記載</p>	<p>平成29年度 2,374 円</p>
	<p>平成30年度 2,085 円</p>		<p>平成30年度 2,445 円</p>
	<p>令和元年度 2,123 円</p>		<p>令和元年度 2,108 円</p>

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20^mあたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20^mを乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<p>職員数</p>	<p>○職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課は令和2年度(2020年度)現在13名で、業務は水道事業、簡易水道事業、下水道事業の業務を担当しています。 ・下水道事業担当職員は4名であり、うち管理担当2名、工事担当2名で業務を行っています。 <p>○上下水道課 組織図(令和2年4月1日現在)</p> <pre> graph LR A[上下水道課:課長(1名)] --- B[下水道担当(4名)] A --- C[水道管理担当(4名)] A --- D[水道工務担当(4名)] </pre> <p>○年齢構成</p> <table border="1" data-bbox="517 1861 1374 1951"> <thead> <tr> <th></th> <th>20歳以上 25歳未満</th> <th>25歳以上 30歳未満</th> <th>30歳以上 35歳未満</th> <th>35歳以上 40歳未満</th> <th>40歳以上 45歳未満</th> <th>45歳以上 50歳未満</th> <th>50歳以上 55歳未満</th> <th>55歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上	職員数	0	2	1	1	3	3	1	2
	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上											
職員数	0	2	1	1	3	3	1	2											
<p>事業運営組織</p>	<p>令和2年4月1日より、公営企業会計を適用し、下水道事業の経営健全化を目的とした組織体制の再編を実施しています。</p>																		

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	使用料算定収納事務業務委託、マンホールポンプ保守点検業務委託、水質検査業務委託、下水道台帳作成業務委託を実施しています。
	イ 指定管理者制度	終末処理場については、流域下水道のため、富士川町にある釜無川浄化センターを使用し、管理は山梨県で実施しています。
	ウ PPP・PFI	未普及解消に重点をおいて整備を行っており、PPP・PFIについては、未定です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	流域下水道の為、エネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	活用する土地・施設等はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

○全体総括

本市の下水道は平成元年から整備が始まり、全体計画の6割程の整備率となっています。平成29年度に下水道使用料の見直しを実施し、整備済みの区域についても、順次接続件数は増えているが、収益的収支比率及び経費回収率をみても現在の下水道事業における経営は健全とは言えない状況です。

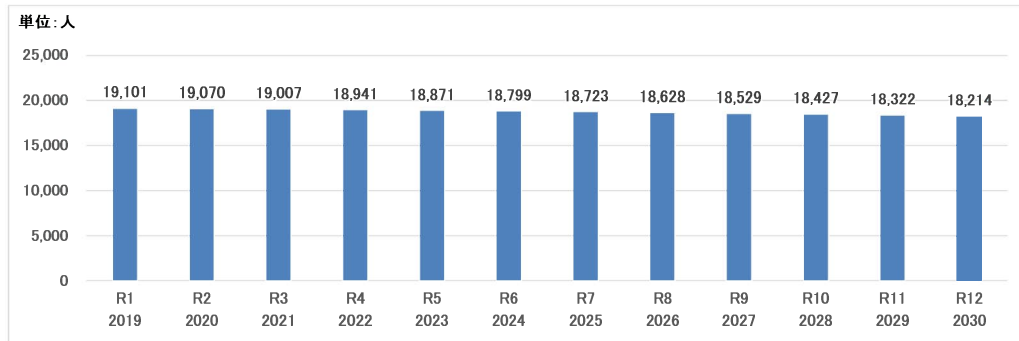
接続促進による使用料金の収入増、類似団体平均や近隣自治体との比較・分析による料金水準の見直し等を行い、水洗化率の向上及び経営健全化を図る必要があります。

※令和元年度に公表した経営比較分析表を別紙1のとおり添付します。

2. 将来の事業環境

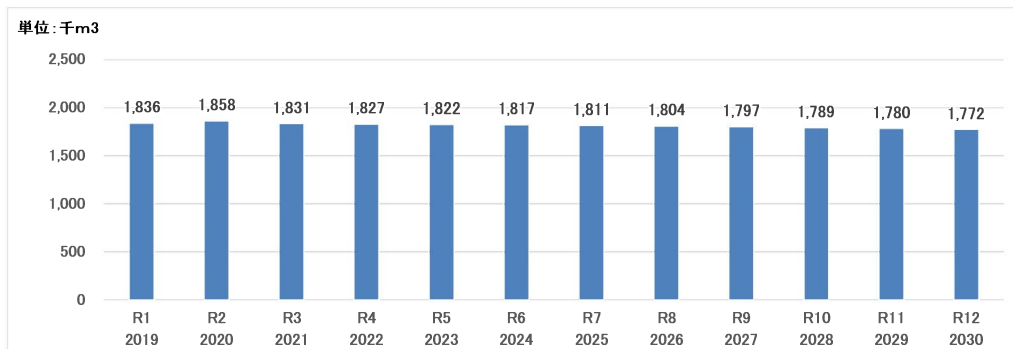
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の推計にあたっては、「第2期 韮崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン(令和2年3月策定)」(以下「韮崎市人口ビジョン」という。)による将来人口推計を基に行いました。処理区域内人口については、今後も下水道処理区域を拡大していくため、人口に比べ緩やかな減少が見込まれます。



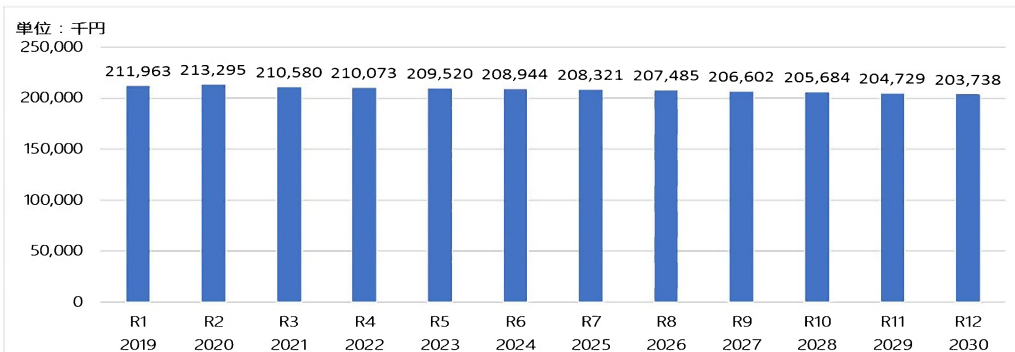
(2) 有収水量の予測

有収水量については、前述の処理区域内人口が減少していくことから、同様の傾向をたどり、今後は減少していくと考えられます。年間有収水量の予測値は、「韮崎市人口ビジョン」の将来推計人口を基に算出しました。



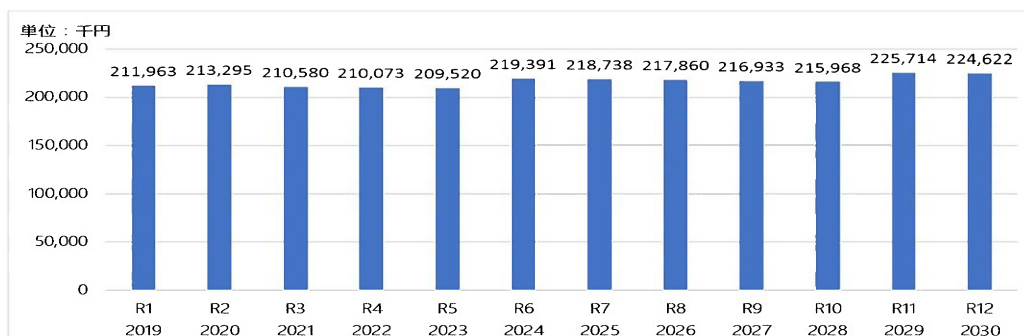
(3) 使用料収入の見通し

使用料収入についても、有収水量が減少していくことから同様の傾向をたどり、今後は減少するものと見込まれます。今後、経営の健全化を図っていくためには、使用料改定の検討が必要です。



(4) 使用料の見直し

使用料収入については、計画期間の令和3年度から令和12年度で比較すると減少が見込まれることから、健全経営の維持を図るため、令和6年度及び令和11年度頃に使用料の見直しが必要となる見通しです。



(5) 施設の見直し

供用開始から26年が経過しているものの、下水道管渠については、法定耐用年数は50年とされているため、更新は直近の課題とはなっていませんが、マンホールポンプ施設のポンプ類や計器類については、耐用年数が20年であり、耐用年数が経過した設備もあることから、適正な管理や早期の修繕により、可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制していきます。

今後は、ストックマネジメント計画の策定を行い、耐用年数を迎える管渠についても、計画的な改築更新を検討していく必要があると考えます。

(6) 組織の見直し

上下水道課は令和2年度(2020年度)現在13名で、水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業の業務にあたっています。

今後も業務の効率化を図るため、組織の見直しを検討していきますが、サービス水準の維持や、災害等の対応を考慮すると、人員削減にも限界があることから、退職した職員の方は新規採用職員で補充する形で、現行の人数を確保する事を想定し、業務の見える化や共有、内外研修等の積極的な活用により、職員の育成、知識・技術の継承に努めます。

3. 経営の基本方針

○経営の基本方針

河川や農業用水の水質保全を図り、良好な水辺環境を維持し、安全安心な生活環境を実現するために、汚水処理施設の整備を進めるとともに水洗化の促進を図ります。

(1) 公共下水道の整備促進

市内の環境改善に大きく寄与している公共下水道の整備については、「汚水処理施設アクションプラン」に基づき、令和20年度整備完成に遅延が生じることのないよう進めますが、定期的に未整備地区の優先順位や汚水処理方法の再検討等、財政状況も含め、最も有効で効率的な下水道の整備を検討・実施していきます。

(2) 水洗化の促進

普及促進については、下水道未接続者への戸別訪問及びイベント時の相談窓口開設や広報等による各種補助制度の周知など、水洗化率向上に向けた取り組みを実施していきます。

(3) 下水道施設の老朽化対策

下水道管渠の耐用年数は50年となっていますが、本市でもっとも古い管渠は布設から33年が経過しています。今後は管渠をはじめとした下水道施設の延命化と、その延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的として、下水道ストックマネジメント計画を策定し、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら、継続的に下水道施設の老朽化対策を進めていきます。

(4) 下水道財政の健全化

下水道事業の債権管理の強化と合わせて、令和2年度に現在の公営企業会計(複式簿記会計)へ切替え、よりきめ細やかな経営分析を基に下水道事業を進めていき、下水道財政の経営基盤強化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙2・別紙3のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設の効率的な整備を進め、生活環境の改善及び公共用水域の保全を図り、安全で快適な市民生活の確保と水洗化の推進に努めます。また、老朽化した施設については、ストックマネジメント計画に基づいた改築更新と修繕を実施し、費用の平準化を図ります。
-----	--

① 管渠に関する事項

管渠の新設費用は、毎年約16ha(延長約2km/年)の整備を今後15年間実施します。その後は、耐用年数を迎える既設管渠については、ストックマネジメント計画に基づき、更新費用の圧縮と平準化を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	会計の健全化を図るため、普及啓発活動を積極的に実施し、水洗化の推進を図る事で、使用料収入の安定化を図り会計の健全化を目指します。
-----	--

① 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入については、下水道施設の新規整備中は、供用開始区域の拡大に伴い新規使用料が増加する見込みはあるものの、下水道利用者全体で見ると、少子化等による人口減少の影響で、使用料収入の減少が予想されることから、未接続世帯の水洗化を促進するとともに、使用料の収入を確実にものとするため、未収金の減少への取り組みを強化していきます。

使用料に関しては、定期的な見直しを検討し、安定した収入の確保を図り、経営の健全化に努めます。

② 企業債に関する事項

建設改良費の財源とするため、下水道施設の整備中は新規の借入を実施していくが、整備完了後は、新規の起債を抑制していき、起債残高の減少を図ります。

③ 繰入金に関する事項

使用料収入の確保を行い、経営の健全化を図り、一般会計からの基準外繰入金額の減少に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①職員給与費に関する事項	現在の職員体制での職員給与費を見込んでいますが、将来的には、維持管理業務が増加するなど、業務内容の変化に合わせて職員数を検討する必要があります。
②動力費に関する事項	汚水量の増加やマンホールポンプの増設に伴い、電気料の増額が見込まれるが、使用機器更新時に省電力化を図る等、動力費の抑制に努めます。
③修繕費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画を策定し、財源の確保と修繕費用の平準化を図り、計画的かつ効率的な施設管理を行い、修繕費の抑制に努めます。
④委託費に関する事項	現在マンホールポンプの点検清掃業務等について、委託を実施しています。今後も必要に応じ、民間委託の活用などを検討していきます。
⑤その他の取り組み	未接続家屋への啓発・接続促進を継続し、未収金対策として、催告状の送付、個別訪問等を行い、水洗化率の向上と未収金の減少を図り、安定的な経営に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	既に釜無川流域下水道に接続しているため、処理施設については共同化されているが、使用料及び負担金の徴収事務や災害時の対応、維持管理業務等における、共同化の導入について、検討を進めていきます。
投資の平準化に関する事項	地方債償還金の返済が多額となっていることから、資本費平準化債の適切な活用や、管路の更新需要に向けた「ストックマネジメント計画」の策定等を行い、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後の経営状況を踏まえ、必要に応じた包括的民間活力の活用を検討していきます。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和2年度に公営企業会計を導入しており、安定した経営基盤を築くためには、使用料の適正化を図る事が重要と考えます。今後は、経営状況を的確に把握し、投資と財源のバランスを確認しながら適正な料金算定を行い、必要に応じ使用料の見直しに取り組んでいきます。
資産活用による収入増加の取組について	下水道処理施設については、釜無川流域下水道の下水処理施設を使用しているため、エネルギー活用やその他収入の増加についての取組・検討は、現段階では行っていません。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在はPPP/PFI等の活用予定はありませんが、今後費用対効果を検証しながら、検討していきます。
職員給与費に関する事項	現在、下水道の整備を実施しており、更なる人員の削減は困難ですが、長期的には、整備から維持管理へと業務が移っていく事が予想されるため、業務の変化に合わせた適正な職員配置となるよう、検討していきます。
動力費に関する事項	マンホールポンプの電気代について、機器の更新に合わせた省電力タイプへの入れ替えや契約プランの見直し等を検討し、費用の圧縮を図ります。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づいた計画的な維持管理を行っていきます。
委託費に関する事項	マンホールポンプの維持管理業務について、今後も新規整備に伴い、機場の増加が予想されるが、点検の頻度・方法等をより効率的なものを検討し、委託費の削減を図ります。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	事業の進捗管理(モニタリング)は毎年度確認し、計画と実績の乖離を検証するとともに、見直し(ローリング)を概ね5年ごとに行い、事後検証及び更新等に取り組んでいきます。
---------------------	--

経営比較分析表（令和元年度決算）

山梨県 韮崎市

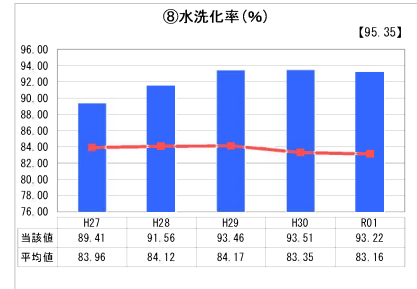
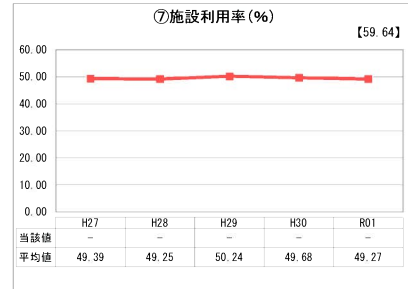
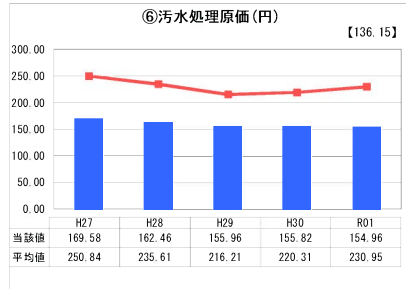
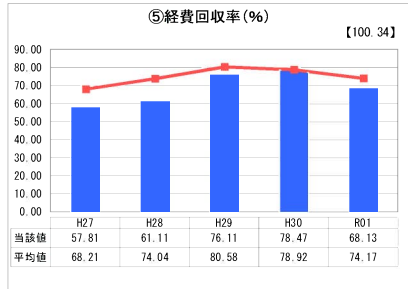
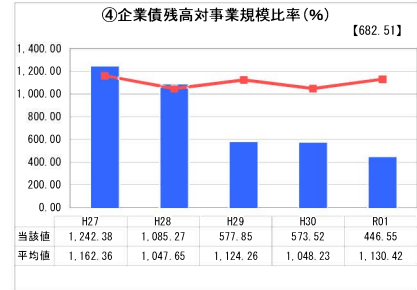
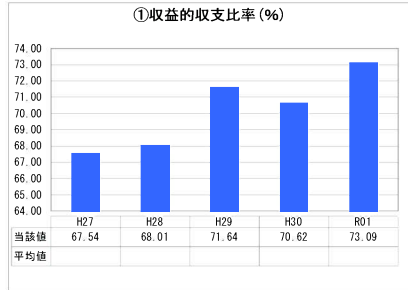
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	65.59	91.23	2,133

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
29,334	143.69	204.15
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
19,101	8.21	2,326.55

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「収益の収支比率」では、本市の下水道使用料及び一般会計からの繰入金等の総収益で総費用及び地方償還金等の費用を賄われていない状況であり、今年度は増加となっているが、より一層の経営改善に向けた取り組みが必要である。

「企業債残高対事業規模比率」については、平成元年から整備を開始し、現在も新規の下水道整備を実施しており、減少傾向とはなっているが、今後も毎年の整備に投資が必要となるため、経営状況を分析しながら、適切な投資規模を検討していく必要がある。

「経費回収率」については、近年上昇していたが、今年度は減少に転じ、類似団体と比べて低い水準となっており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況となっている。今後は、適正な使用料収入の確保に向けた、経営改善が必要と考える。

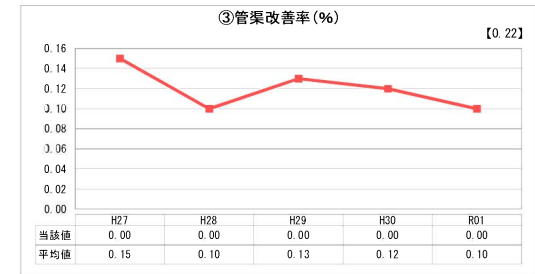
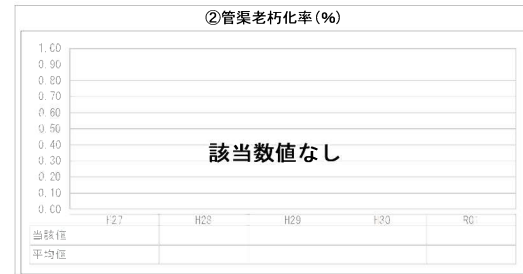
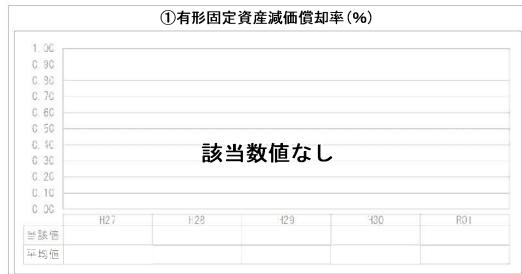
「汚水処理原価」については、近年横ばいとなっており、類似団体と比較すると下回っている状況であるが、将来的には有収水量や汚水処理費が増加する見込みであるので、維持管理費の削減や接続率の向上を図る必要がある。

「水洗化率」は類似団体平均や近隣自治体と比べて高い率となっているが、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加が図れるよう、なお一層の接続促進に向けた取り組みが必要である。

2. 老朽化の状況について

本市の下水道管は平成元年から整備を始め、市内の一部が平成8年から供用開始したものであり、現時点では、管路の老朽化が心配される箇所等はないが、今後維持管理を行って行く中で、ストックマネジメント計画等を立て、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕及び改築更新を行っていく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

本市の下水道は平成元年から整備が始まり、全体計画の9割程の整備率となっている。平成29年度に下水道使用料の見直しを実施し、整備済みの区域についても、順次接続件数は多くなってきているが、収益的収支比率及び経費回収率をみても現在の下水道事業における経営は健全とは言えない状況である。

接続促進による使用料金の収入増、類似団体平均や近隣自治体との比較・分析による料金水準の見直し等を行い、水洗化率の向上及び経営健全化を図って行く必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 収支計画

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 決算 見 込	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	470,400	426,200	448,100	448,100	448,100	448,100	448,100	448,100	448,100	448,100	448,100	448,100
	うち資本費平準化債	185,000	206,000	200,000	190,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	434,999	164,163	161,309	171,248	164,641	151,032	152,195	138,820	130,304	119,003	101,781	87,621
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	83,100	86,911	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金		2,724										
	9. そ の 他	26,811	15,110	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	計 (A)	1,015,310	695,108	714,409	724,348	717,741	704,132	705,295	691,920	683,404	672,103	654,881	640,721
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	1,015,310	695,108	714,409	724,348	717,741	704,132	705,295	691,920	683,404	672,103	654,881	640,721
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	453,611	448,209	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
うち職員給与費		10,071	14,596	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
2. 企 業 債 償 還 金		562,999	564,521	588,166	601,560	598,228	587,894	592,332	582,232	576,991	568,965	555,018	544,133
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他													
計 (D)	1,016,610	1,012,730	1,038,166	1,051,560	1,048,228	1,037,894	1,042,332	1,032,232	1,026,991	1,018,965	1,005,018	994,133	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,300	317,622	323,757	327,212	330,487	333,762	337,037	340,312	343,587	346,862	350,137	353,412	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		312,159	318,357	321,812	325,087	328,362	331,637	334,912	338,187	341,462	344,737	348,012
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	1,300	5,463	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
計 (F)	1,300	317,622	323,757	327,212	330,487	333,762	337,037	340,312	343,587	346,862	350,137	353,412	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	9,249,029	9,110,708	8,970,642	8,817,182	8,667,054	8,527,260	8,383,028	8,248,896	8,120,005	7,999,140	7,892,222	7,796,189	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 決算 見 込	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 益 的 収 支 分		500,341	460,794	445,000	443,000	443,000	433,000	438,000	446,000	455,000	465,000	464,000	475,000
	うち基準内繰入金	461,401	410,181	400,500	398,700	398,700	389,700	394,200	401,400	409,500	418,500	417,600	427,500
	うち基準外繰入金	38,940	50,613	44,500	44,300	44,300	43,300	43,800	44,600	45,500	46,500	46,400	47,500
資 本 的 収 支 分		102,613	164,163	161,309	171,248	164,641	151,032	152,195	138,820	130,304	119,003	101,781	87,621
	うち基準内繰入金	29,206	37,503	40,327	42,812	41,160	37,758	38,049	34,705	32,576	29,751	25,445	21,905
	うち基準外繰入金	73,407	126,660	120,982	128,436	123,481	113,274	114,146	104,115	97,728	89,252	76,336	65,716
合 計		602,954	624,957	606,309	614,248	607,641	584,032	590,195	584,820	585,304	584,003	565,781	562,621

(※)令和2年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。